三、中央物産株式会社に対する件

昭和五二年（排）第八号

排除命令

東京都港区南青山二丁目二番三号
中央物産株式会社
右代表者　代表取締役　丸山松治

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　中央物産株式会社は、小売業者を対象に、昭和五二年二月一四日から同年三月二〇日までを期間とし、「オドイーター初春セール」と称して行つた懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、小売業者を対象に、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第三号）第一項第一号又は第二号の方法により景品類の提

供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行つた公示について、速やかに、文書をもつて、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　中央物産株式会社（以下「中央物産と」いう。）は、肩書地に本店を置き、石けん、洗剤、化粧品及び雑貨等の卸売業を営む事業者である。

二　中央物産は、「オドイーター」と称する靴の中敷の販売に関して、当該商品一ダースに抽せん券一枚、四ダースに抽せん券五枚を添付し、小売業者を対象に、「オドイーター初春セール」と称して、昭和五二年二月一四日から同年三月二〇日までを期間とし、期間中に右商品を購入した小売業者から卸売業者を通じて右抽せん券を送付させ、抽せんにより、特賞電子レンジ（約九万円相当）又は一三型カラーテレビ（約八万二〇〇〇円相当）のいずれか一点を五本、一等三輪自転車（約四万九〇〇〇円相当）又は一眼レフカメラ（約四万四〇〇〇円相当）のいずれか一点を二〇本、二等コーヒーメーカー（約一万円相当）又は電気カミソリ（約九、〇〇〇円相当）のいずれか一点を一〇〇本、三等調味料セット（約五、〇〇〇円相当）又は電卓（約四、〇〇〇円相当）のいずれか一点を二〇〇本、四等ビール券一枚（四五〇円相当）三、〇〇〇本を提供することを企画し、この企画に基づき、右景品類を提供した。

三　中央物産の前記懸賞に係る最低の取引価額は、約四、〇〇〇円であるから、懸賞により提供することのできる景品類の最高額は、一万円である。したがつて、前記景品類中特賞及び一等の景品類の価額は、この制限をこえるものである。

法令の適用

前記事実によれば、中央物産の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第三号）附則第二項の規定により、同条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三七年公正取引委員会告示第五号）備考第一項第一号に該当する懸賞であつて、同告示第一項の規定に違反するものである。

よつて、主文のとおり命令する。

昭和五十二年六月二〇日

公正取引委員会

委員長 澤田悌

委員 瀧川正久

委員 青山春樹

委員 熊田淳一郎

委員 野口一郎